

九州農政局綾川二期農業水利事業所交渉
(全農林九州地方本部宮崎ひむか分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時:平成22年2月19日(金)18:00~18:15(15分)

2. 場 所:綾川二期農業水利事業所会議室

3. 出席者:

綾川二期農業水利事業所	川杉 直	所長
同	渡部 公明	次長
同	馬場 義隆	庶務課長
全農林九州地方本部宮崎ひむか分会	石丸正一郎	副委員長
同	江藤 和弘	執行委員

4. 議 題:超過勤務縮減について

5. 議事概要

○馬場庶務課長:それでは、只今から、09全農林ひむか要求第2号に基づく交渉を始めます。交渉に先立ち国公法第108条の規程に基づく予備交渉を2月9日に行ったところであります。

ひむか分会から提出された要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、要求書のⅢの1とします。その他の事項については、綾川二期農業水利事業所の権限外事項や、また、管理運営事項に該当するということで、整理したことを前提に交渉を行います。

○江藤執行委員:それではよろしく申し上げます。私の方から発言させていただきますが、要求事項につきましては私たちが安心して働き続けられる職場を目指しまして、職場の労働条件の点検を行い取りまとめたものです。本日の交渉については、要求第2号の超過勤務の項目について回答をいただきたい。補足としまして、回答の前に当事業所の超過勤務状況のアンケート調査結果ですが、組合員20名の超勤時間の月最大時間について、21年4月から22年1月までの超過勤務の1月単位で31時間以上の職員が3名おり15パーセント、45時間以上が7名35パーセント、81時間以上が3名15パーセントとなっております。31時間未満の超勤者7名ということで課とか係に偏りが見受けられました。このような現状を踏まえて回答をお願いします。

○川杉所長:昨年今年と同じような傾向で月平均でいきますと、少ない月が20時間、多い月で50時間となっており、特に工事第一課、工事第二課の職員の皆さんが多くなっている状況です。多くの職員の方が年間360時間を超えて勤務している状況です。数字を比較すると、20年より21年度が少し減っている実態となっており、お互いの努力・協力により縮減が見られるのかなと考えております。また、今年は夏から秋にかけて通水試験を行っており、そのための深夜に渡った作業があったり、土日の勤務が必要となったりと不規

則な勤務となっており、職員の皆様にはご苦勞をおかけしております。これらの土日勤務については、しっかりと代休を取っていただくように指導しているところです。しかしながら、代休を取ることによって年次休暇の取得状況が下がったらどうしようもないので、年次休暇も計画的に取得していただくよう指導して参りますが、今後会計検査も予定されておりまして超勤が増える要素が大きいところですが、超勤縮減に向け管理職を指導して参ります。

○江藤執行委員：それではまとめと致しまして、12月25日に閣議決定されました予算・組織定員改正案では公共事業費が大幅に削減されることになりました。とりわけ農業土木における農業・農村整備事業関連予算が大きく削減されておりまして、対前年比65パーセントの大幅な削減となっております。事業費の大幅削減によりまして事業・業務の見直しに迫られまして工期の遅れとか発注計画の変更、設計書の組み替え、地元調整の業務の増大が見込まれるのではないかと心配しております。予算の減少に伴いまして現場技術業務・非常勤の予算も組めないとなりますと、現場で働く組合員は超過勤務の増大により苦勞するのではないかと心配しております。綾川二期農業水利事業所は、最終年度ということで予算が満額確保されると聞いております。また、今後行われます会計検査とか行政監察などの対応など、待ったなしの状況ですので組合員は今限界の状況で働いているところです。組合員は国民への行政サービスを低下させることが無いよう、神経を使いつつ労働条件の急激な変化や人事評価の導入などに戸惑いながらもがんばっているところであり、食糧の自給率の向上や安全性の確保などの農林水産業の諸政策を実施するために、中央地方が一体となって実施することが重要となってきております。当事業所は先程お話しがあったように、会計検査前と言うこともありまして、超過勤務実態が今月は深刻になっておるのではないかと考えております。置かれている状況からやむをえないと思っておりますが、健康管理とか公用車の運転とかは事故の危険性・居眠り運転になったりの危険性がありますので目配り・気配りなど十分な配慮をお願いします。所長におかれまして、管理職に指導する立場でありますので管理職に何でも言える職場の雰囲気作り・風通しの良い職場となるよう指導をよろしく願います。

○石丸副委員長：予算関係は来年度はどうこう言えないのですが、引き続き超勤縮減とか先程江藤が言いました目配り・気配りをしていただき、風通しがよい職場作りに努めていただければと思っております。

九州農政局綾川二期農業水利事業所
所長 川杉直殿

全農林労働組合九州地方本部宮崎ひむか
委員長 藤崎



要 求 書

私たちは、労働条件点検活動を行い、労働条件上の課題・問題点を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

特に、農林水産省改革の具体化により、事務・事業、組織の抜本的な見直しが進められており、組合員の将来に対する不安は増大しています。

については、私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

I. 農林水産省改革・地方分権改革について

1. 省改革については、農林水産政策の円滑な実施をはかるため、中央・地方組織が一体となった実施体制を確立するとともに、必要な定員を確保すること。
2. 地方分権に係る検討に対しては、農林水産行政の推進に必要な地方支分部局の役割を明確に主張し、事務・事業と組織、雇用・労働条件を確保すること。
3. 国営土地改良事業の将来展望等を明らかにし、職員の不安解消に取り組むこと。

II. 2010年配置転換における事前研修や業務運営について

1. 研修該当者が安心して研修に出席できるよう現場当局として業務調整の手法を明らかにすること。

III. 超過勤務について

1. 現場段階で実効ある超過勤務縮減対策を図ること。
2. 超過勤務手当を全額支給すること。

以 上